障害乳幼児の療育に
応益負担を持ち込ませない会

No. 51

会報

編集／〒603-8324 京都市北区北野紅梅町85 弥生マンション
編集発行責任者／池添 素 rakuraku@ma3.seikyou.ne.jp
持ち込ませない会 HP http://www.nginet.or.jp/news/opinion/child/index.html
発行：2023年9月10日

目次

1P … 金閣寺
2～4P…「こども未来戦略方針」を読み解く
4P … 保護者の声 療育に通って～大好きなことをとことん！
5～6P … こども家庭庁における四月以降の施策検討状況をみる
7～8P … 報酬改定チームの議論は子どもの支援に向いてるか

金閣寺

「地球沸騰化」と言われた夏が過ぎ、秋の虫の音は聞こえるけれど暑さが残る毎日。子どもたちや保護者の皆さん、元気にお過ごしですか。療育の現場で子どもたちの笑顔のために奮闘している皆さん、楽しく遊びの工夫をしていますか？

毎日の子育てや療育に取り組んでいると、子どもたちの小さな変化に嬉しくなったり、ママの言うことを聞いてくれない我が子にイライラしたり、いろんなことが起こります。そんな「いろんなこと」が積み重なって、毎日があり、子どもの育ちがあります。ところが、子どもの発達や障害を理解した、丁寧でゆっくりな子どもへのかかわりが脅かされようとしています。

今号のキーワードは、「こども未来戦略方針」「こども家庭庁」「報酬改定」です。子育てや療育現場では関係がなさそうに思えますが、どれも子どもたちの育ちに大きな影響を与えます。国の向いている方向を明らかにし、そこに警鐘を鳴らしている原稿が並んでいます。ぜひ、職場のみんなで読み合わせしてください。そして、4頁のママが経験した素敵な療育に、どの子も出会えるように力を合わせる時です。

事業所の運営を左右する報酬改定議論の真っ最中です。動向を知るとともに、私たちのねがいを届けましょう。

事務局長 池添 素

「こども未来戦略方針」を読み解く

代表　白石 正久

異次元の少子化対策

岸田首相の言う「次元の異なる少子化対策」の具体化として、「こども未来戦略方針」(以下では「方針」)が6月13日に閣議決定されました。これは、次年度の予算編成に向けての「骨太の方針」(「経済財政運営と改革の基本方針」6月16日閣議決定)の柱の一つとして「少子化対策・こども政策の抜本強化」の項に取り込まれました。その内容については、本ニュースで近藤直子さんもふれています。「方針」は長い文章ですが、検索してダウンロードできます。政権の考える「少子化対策」を知るために、一読することは意味があると思います。

経済戦略と選挙目当てというフィルター

ここでは、現政権が「少子化対策」によってどのような社会をめざそうとしているのかという、「方針」の底流を読み解いてみたいと思います。そのことを端的に語るのが冒頭の「基本的考え方」であり、その副題は「『日本のラストチャンス』2030年に向けて」となっています。そして「少子化は、我が国が直面する最大の危機」という言葉からはじまり、「急速な少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システムを維持することは難しく、世界第3位の経済大国という、我が国の立ち位置にも大きな影響を及ぼす」「今後、インド、インドネシア、ブラジルといった国の経済発展が続き、これらの国に追い抜かれ続ければ、我が国は国際社会における存在感を失うおそれがある」とつづきます。たしかに、6月に厚労省から発表された前年の合計特殊出生率は「1・26」で、7年連続の減少で過去最低となり、出生数も初の80万人割れでした。このままでは、将来の労働力の確保がますます困難になり、経済発展など望むべくもないことへの危機感が、「方針」の最たる動機だと隠さず書かれています。

この「方針」は、こども家庭庁の設置に向けての「こども政策の推進に係る有識者会議報告書」(2021.11.29)、それを受けての閣議決定「こども政策の基本方針」(2021.12.21)などで書かれた少子化の背景要因、子どもや家庭が抱える困難、子どもの成長・発達の困難などの分析、それへの対応方針を基本的に引き継ぐ内容となっています。我が国における子育て、子どもの成長・発達そして少子化の問題点を率直に指摘するものであり、総花(そうばな)的な記述とはいえ、やっと「子どもの問題」と向きあおうとしているのかと期待させる内容でもあります。

しかし現実は、記載された政策課題をすべて実行に移すわけではなく、現政権のフィルターをかけて政策の淘汰を進めることは明らかでしょう。そのフィルターの一つが経済戦略であり、具体的には将来の労働力の質量の確保がすべてに優先される課題になるということです。これは「産めよ殖(ふ)やせよ」を掲げた1941年1月の近衛内閣の「兵力・労働力確保」のための閣議決定(1家庭5人以上の子どもを、多産世帯には報酬を、子どものない世帯、独身者には課税をというもの)を彷彿(ほうふつ)とさせるものです。歴史の現

実では、その年の12月8日に開戦された太平洋戦争によって、生まれてきた子どもや家族の基本的人権がないがしろにされ、多くのいのちが奪われていきました。

「方針」でも指摘されている、非正規労働者の「有配偶率」(配偶者がいる率)が30代前半で22・3%、正規労働者で59%という格差には驚くしかありません。「結婚したくてもできない、子どもも増やせない」という国民の現実がそこにはあります。「有配偶率」の低さは、低賃金を強いられている福祉や保育に従事する若者にも顕著なはずです。こういった自明の少子化要因を、雇用法制の改革や賃金の抜本的な改善によって克服していくことが急務です。「骨太の方針」では、「自らの意思でリ・スキリング(スキルの学び直し―編集者注)を行い、職務を選択できる制度に移行」して、「職務給」などによって「分厚い中間層」を形成していくとしていますが、それを受けられない低所得層を拡大・固定化してしまい、国民の現実を変えることはできません。つまり、「方針」で問題として指摘されても、それを真に克服するための政策課題は淘汰されていくのです。

私たちが読み解かなければならないのは、「方針」の総花的とも言える記載に対して、これからフィルターがかけられていくというです。そのフィルターの第一が先述の経済戦略であり、第二が国民の「受け」を狙った選挙目当ての施策です。

この第二のフィルターについては、首相官邸WEBページやこども家庭庁のリーフレットによる「方針」の解説に一目瞭然です。たとえば官邸は、冒頭に「こども誰でも通園制度(仮称)」(0~2歳の未就園児の保護者がいつでも保育を利用できるための給付)を掲げ、リーフレットでも6つの具体策の一つとして紹介しています。この制度のための条件整備も明らかにされない段階でも優先施策のように紹介しているのは、「総選挙目当て」と言うしかありません。

一方で、すべての通園児の安全、生命、発達を守るために優先されるべき保育の配置基準や職員の処遇改善は、1歳児、4・5歳児の配置で前進はあるものの、根本的な改善にはほど遠いものです。そのもとで「こども誰でも通園制度」や「インクルーシブ保育」の展開を可能にする条件など創られるのでしょうか。

障害のある子どもへの施策は空白に近い

さて、私たちの関心は、こういった政権側のフィルターによって、障害のある子どもへの施策はどのようになっていくかというです。「方針」には、「具体的施策」のなかに「障害児支援、医療的ケア児支援等」という項目があり、「地域における支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する」などとなっています。その具体策は、児童発達支援センターの機能強化であり、児童発達支援事業所、保育所等への巡回支援の充実をはかるとなっています。児童発達支援センターの機能は、総意を集めて強化していくべき課題に違いありませんが、「これしかないのか」というのが私の率直な感想です。将来の労働力として期待されていないからではないかと穿(うが)った見方をしてしまいます。1950年代から70年代にかけての高度経済成長期には、「労働力としてはなはだこころもとない」として障害のある子どもの義務教育の保障が先送りされた「暗黒の時代」があったことを想起するのです。

厳しいことを指摘しましたが、

政権によるフィルターではなく、国民の要求の力によって、すべての子どもの発達保障の基盤となる条件を整えていかなければならないという思いを共有するために、その「厳しさ」が必要だと私は考えます。これまでの子育て施策の不十分性を懺悔(ざんげ)しているようにも読める「方針」は、他の先進資本主義国と比べてあまりにもお粗末な現実を認めざるをえなかった結果と言えるでしょう。遅きに失しつつ、こども基本法、こども家庭庁という形式を整えることになったのも、「子どもの権利」を守らなければならないということが国民の意識のなかに広まりつつある結果です。今、さらに、私たちの障害領域だけではなく、すべての子どもの健やかな発達のために何が必要なのかを具体的に出しあい、要求として練り上げ、国民と共有し、政権に迫っていく粘り強い運動が求められているのです。

療育に通って～大好きなことをとことん！

現在小４の息子、私たち親子にとって療育とは日常を大事に過ごす事。特別な事をするわけではなくて毎日の小さな積み重ねが大切なのだと今ならわかります。

２歳半で始めた療育、当時言葉が出ていなかった息子、それを悲観していた私。『療育を受ければ必ず言葉が出てくるの?』と大きな勘違いをしていた。言葉の勉強をするわけでないし、〇〇をしなさい!と強要されることもなかった。登園してご挨拶、遊びや工作、リズム体操や歌を歌う。給食を食べて お昼寝をして、おやつを食べて、お帰りのご挨拶。当たり前の集団生活。正直な気持ちは『普通のことして遊んでるだけ?通う意味あるの?』だった。

通い始めて数ヶ月、人に興味を示さない息子がシャボン玉遊びの日に自ら先生に近寄り『アッカイ!(もう１回)』と要求していた事がとても印象に残っています。手の過敏があってシールも触れなかったのにシール遊び、どろんこ遊び、素手で片栗粉遊びや絵の具遊びをし、過敏があったのがうそのように全身を汚して笑顔で遊ぶ姿が嬉しく、確実にできる事が増えて日々成長していると感じる事ができました。それでも通園や入室を嫌がる日があった息子のためにバイキンマンのおもちゃを用意してくれたり、活動の中にバイキンマン、バイキンメカを取り入れてれて大好きな物を理解してくれ、息子の気持ちに寄り添ってくれる事で療育園での生活が楽しいものになるようにしてくれた先生方には今でも感謝しかありません。

物心つく頃からずっと大好きだったバイキンマンとダダンダン。家には数えきれないほどのグッズやおもちゃがあり、アンパンマンを今でも毎日繰り返し見ています。５歳になる少し前から『ダンダン』『バイキン』『カーカ(母)』『バーバ』など言葉を模倣する様になりました。大好きなキャラクターを自分で描く、粘土で作るようになったのもこの頃で、今まで溜め込んでいた大好き!が一気に溢れ出た時期だったなと今思います。「颯ちゃんのできない事じゃなくて、できる事、良い所を見つけてあげて」「大好きなものがあるっていい事だよ」。先生方の言葉で私の育児と療育への思いが変わりました。

誰かと同じじゃなくていい、できない事があってもいいと思えるようになりました。粘土やお絵かきが得意な息子。大好きな事があるならとことんやらせてあげよう!そう思い、ほぼ毎日 100 均に通い小麦粉粘土かスケッチブックを買っています。このルーティーンをいつまで続けるのか悩む事もありますが、息子の大好き!を奪えないので私が付き合える限り付き合っていこうと思っています。

現在支援学校に通う息子は簡単な会話ができるようになり、友達の名前と顔が一致するようにもなりました。着替えもできるし服もたためます。家では食事の片付けも手伝ってくれます。ひどかった偏食も少しずつ克服できて、食べられる野菜も増えました。療育を受ければこれができるようになる!と明確なものはないけれど、生活の中で自然と学んで成長するのだと思います。安心して楽しく過ごせた環境の中で親子ともに成長できました。　（大阪・颯大ママ）

こども家庭庁における四月以降の施策検討状況をみる

副代表　近藤　直子

四月一日のこども家庭庁発足に伴い、児童福祉施策は「こども家庭審議会」のもとの部会で検討されることになりました。こども家庭庁ホームページのトップページの「会議」の項をクリックし、「こども家庭審議会」をクリックすると諸会議の開催状況がわかります。四月以降毎月のように開催されているのは、「こども大綱」を検討する「基本政策部会」と「こどもの居場所」部会で、八月半ばまでで六回開催されています。そして五回開催されたのが「幼児期までのこどもの育ち」部会ですが、四月の年間計画で予定されていた八月八日の部会はなくなり八月二十九日の第六回会議で「中間整理素案」が提示されたところです。「居場所」「幼児期」の二つの部会は他の部会とは異なる位置づけとなっています。それは、四月十八日に開催された「こども政策推進会議」において確認されたこども大綱の案の進め方(資料2)に基づき、四月二十一日の第一回こども家庭審議会において総理大臣名で同審議会に対して、「今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針」と「『就学前のこどもの「『就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針(仮称)』及び『こどもの居場所づくりに関する指針(仮称)』の案の策定に向け、具体的な事項の検討」を諮問しているためです。

それ以外の部会は「障害児支援部会」も含めてほとんどがまだ一回のみの開催で、二回開催は「社会的養育・家庭支援」部会と「ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究に関する専門委員会」という状況ですが、十二月の閣議決定に向けた「基本政策部会」における「子ども大綱」の検討過程で開催されることが予想されます。

こども家庭庁ホームページのトップページには六月十三日閣議決定された「こども未来戦略方針」を示すマップが掲載されていますが、児童手当や授業料後払い制度等の経済施策と、改正児童福祉法で重点となった虐待予防施策としての「誰でも通園制度」等の新制度が強調されていることがわかります。50号のニュースで紹介した「試案」の後、四月以降、実に六回の「戦略会議」を経て確認されたものですが、障害児や医ケア児、貧困家庭やひとり親などへのきめ細かな対応に関しては「戦略」の十八ページに記載され、そこに「こども大綱」検討過程できめ細かな対応を検討することが明記されているとともに、障害児支援については十九ページに児童発達支援センターの役割が記載されていますが、マップには位置づいていません。外国にルーツをもつ子どもへの支援も含めて、「マップ」に掲載されるのか否かにも注目すべきでしょう。

こども家庭審議会以外の動向に関しては、既に改正が決まっている児童福祉法関連施策の具体化が進んでいます。新たに自治体に設置されるこども家庭センターについては、昨年の七・八月に厚労省が自治体への説明会を実施していますが、厚労省子ども家庭局の示した資料1の二ページには「こども家庭センター体制のイメージ」図が掲載されています。現行の子育て世代包括支援センター職員；保健師等・利用者支援専門員・困難事例対応職員及び、現行の子ども家庭総合支援拠点職員；子ども家庭支援員・虐待対応専門員・心

理担当職員・安全対応事務職に加えて、新たにセンター長と「統括支援員」を配置することを示していますが、センター長と統括支援員は自治体の実情に応じて兼務可となっています。統括支援員は「母子保健と児童福祉双方について十分な知識を持つ者」とされています。今年度の八月三日に開催された保健師中央会議の資料４ではこども家庭庁支援局虐待防止対策課より「こども家庭センターについて」の説明がなされています。四ページでは「『連携』からより一歩前へ」として地域の関係主体とつながりながら、「サポートプランの作成や勧奨・措置を使いながら子育て家庭をマネジメント」と記され、支援メニューの一つとして「障害児支援」が示されていますが、「育てにくい子ども」を対象とした「親子教室」等はいまだ位置づいてはいません。十三ページには、総括支援員には新たに「導入されるこども家庭ソーシャルワーカー」を取得することが望ましいことが明示されています。「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格に関するカリキュラムについては、七月二十五日付政府の「イーガブ」でパブコメ募集が行われましたが、「児童虐待」「少年非行」「貧困」「保育」「教育」といった科目はあるのに、外国人家庭・障害児支援が位置づいておらず、「多様なニーズをもつこどもや家庭のソーシャルワーク」に含めこんでいるようです。いずれにしても二〇二四年四月施行に向けて、自治体レベルでこども家庭センターの機能充実と職員の増員が必須だと思っています。厚労省の説明会や保健師中央会議での資料をもとに、組合や親の会等から声を出していきましょう。

この間会議を積み上げてきた「こどもの居場所」部会では、八月九日の第六回会議において「居場所づくりに関する指針(仮称)」の章立てイメージが示されました。学齢期以降の子ども・若者を対象とし、七ページには障害児のことが簡単に触れられています。

「就学前のこどもの育ちに係る基本指針」報告は三月三〇日に出され、外国人や障害児等も含めたこどもの育ちの土台となる考え方を示した「論点整理」がなされたことは50号で指摘しましたが、四月からの「幼児期までのこどもの育ち部会」の五回の会議では、委員ヒアリングと団体等ヒアリングを重ねてきました。当初八月までに予定していた「企業、自治体、メディア関係」のヒアリングと「幼児期までのこどもの声(思いや願い)」「学童期のこどもの声の報告」はなくなり、九月十四日開催の第七回で「中間とりまとめ案」の審議が行われ、十月以降に「最終とりまとめ」が予定されています。七月末に開催された五回までの部会での議論は、こども家庭審議会所管会議一覧から確認できます。安心と遊びの重要性が繰り返し強調されていますし、保育条件の改善も語られていますが、子どもの生活基盤に係る児童福祉的視点が弱いと感じています。第三回では「多様なニーズへの対応」が取り上げられましたが(議事録十ページ)、情報が得にくい、障害や言語の問題で必要書類の記載が難しい等、保護者が支援につながりにくいことの指摘で終わっています。障害のある子どもに関しては第五回で関係団体のヒアリングが行われましたが、現時点では議事録はまだ出ていません。

そうした状況の反映なのか、第五回「基本政策部会」資料３「これまでの委員からの意見」では、障害児のことは八ページにわずかに触れられているだけで残念です。

報酬改定チームの議論は子どもの支援に向いてるか

副代表　中村尚子

来年度（２０２４年４月）からの障害福祉サービス報酬を決める会議が５月から行われています（厚労省障害保健福祉部とこども家庭庁支援局障害児支援課が事務局）。７月に入って６回にわたって団体ヒアリングがすすみ、論点整理の段階に至っています。以下、感想的なことを述べます。

８月31日、以下の３点が「主な論点」として提示されました。

①障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

②社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

③持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し

障害福祉全部の報酬を検討するので、成人期の福祉サービスが中心ではありますが、「発達障害の認知の広がりや女性の就業率上昇に伴う預かりニーズの増加により、児童発達支援や放課後等デイサービスのサービス量が大きく拡充している一方で、支援の質の確保、インクルージョンの推進が重要な課題となっている」との認識を示し、通所支援検討会報告を報酬に反映させるため、障害児支援の報酬の検討課題をまとめています。たとえば、

・児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を発揮するための方策

・児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化のための方策

・障害児通所支援における支援の実態に応じた適切な評価のための方策

・総合的支援の提供、インクルージョンの推進のための方策

などです。

◇障害児通所支援関係61の意見

団体ヒアリングで障害児支援について出された意見を事務局がまとめています。

このＵＲＬをアドレスバーに入力して参照してください↓

https://x.gd/DN3sk

「児童発達支援」については31の意見、以下、「放課後等デイサービス」20、「保育所等訪問支援」7、「居宅訪問型児童発達支援」3といった状況です。報酬改定への意見なので仕方がないのですが、○○を評価し加算を、報酬の積み増しを、とか、柔軟な見直しをといった事業維持のための要望が並びます。全国児童発達支援協議会は当然のことながら細かくたくさんの意見を出しています。同時に全国医療的ケア児者支援協議会、全国重症児者デイサービスネットワーク、全国介護事業者連盟なども意見表明していることにも注目する必要があると思いました。医療的ケアや重症児者関係の団体は、医療的ケア児への支援が中心です。

◇産業化の推進？

―介護事業者連盟

全国介護事業者連盟は障害児通所支援検討会の構成員を出していました。もともと高齢者分野の事業者団体で、近年、障害福祉事業、さらには障害児支援分野に事業拡大しています。通所支援検討会では、スポーツを中心にした事業所や短時間の支援も、ていねいに個別支援をしていることを評価すべきといった、みずからを「守る」ための発言をしていました。こうした団体が報酬改定検討の団体ヒアリング対象となること自体に、政府の意図を感じます。

同連盟は提出資料のパワーポイ

ントに「産業化の推進・生産性向上に向けた事業者の横断的組織」という言葉を掲げ、同一敷地内で複数の事業所を運営する場合は管理者が兼務できるようにすることを求めています（これを「効率運営」といっている）。児発・放デイ事業については、検討会報告にもとづいてという前置きのもと、学習支援、ピアノや絵画等のみを行っている事業所も総合的支援の実施を前提に「特徴ある事業所」として評価してほしい、支援時間の長短だけでなく個別に支援していること（1対1できめ細かい支援をしている）を評価してほしいと表明しています。

そのほか、全日本手をつなぐ育成会連合会が放課後等デイサービスについて「サービスの利用頻度が増加し、反比例して保護者の対応力が低下してしまう悪循環が懸念されます」という主張をしていること（以前からの意見ですが）や、児童発達支援協議会がセンターの一元化に向けての項目で書いている「通園部門を将来的にはインクルージョン化の方向で検討も必要」という一項目を、事務局が取り上げているのには意図があるかもしれないと思ったりしました。

◇報酬には子どもの支援の考え方と直結

いずれにしても、予算編成が12月ですから、それまでにその基礎となる報酬のおおまかな方向が決まります。今回は、報酬だけでなくセンターの職員配置についても改正案が出される予定です。ガイドラインの改訂もあるでしょう（障害児支援課が改定案の準備をすすめている）。

報酬というと、必ず事業所財政のことが心配になります。しかし、報酬には「子どもの発達支援をどう考えるか」「子どもをどうとらえるか」が反映していることをしっかりと見ていく必要があります。

全通連 全国大会 第26回 名古屋大会

2023年10月28日（土）、29（日）
会場：ウィンクあいち　名古屋駅 桜通口から徒歩5分
（〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38）

主な内容

10/28（土） 12:30 開会式 基調報告等
13:20 基調講演：池添 素氏
『子どもを笑顔にする療育と保護者の子育ての悩みに寄り添う支援』

15:00 リレートーク：「乳幼児期にどんな支援があったらよかった？」
各世代の保護者に語っていただきます。
16:00 ワールドカフェ 参加者全員声を出して参加
17:30 閉会　その後その場で交流会

10/29（日） 9:00 総会
9:30 行政説明 こども家庭庁 障害児支援専門官
11:00 母子保健の現場から
11:30 会長によるまとめ
11:45 閉会

今年は昨年の大分大会に続いて対面での開催です。
お問い合わせは 全通連事務局まで　Tel 052(782)3388　e-mail zenturen@yahoo.co.jp
HP: http://zenturen.g1.xrea.com/